

ひとり親家庭高等職業 訓練促進資金貸付の手引き



社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会

はじめに

この手引は、貸付の申請から貸付決定後の手続き、および貸付期間中から返還免除になるまでの各種手続きについて説明をしています。よく読んで、本貸付制度の内容と必要な手続きについて確認をしてください。

もし、手続きをしなかったり、遅れた場合は、貸付を取り消すこともありますので、注意してください。

なお、万が一、貸付金の返還が必要になった場合は、返還方法と手続きについての案内を別に送付します。

貸付制度の内容や手続きの方法が分からない場合、その他質問等があれば遠慮なく下記の問い合わせ先まで連絡ください。

【問い合わせ・書類の送付先】

〒500-8385

岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内
社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会 生活支援部

TEL 058-201-1547

自立支援資金担当

注：文中の「県社協」とは「社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会」のことをいい、「借受人」とは「貸付が決定した方」のことをいいます。

もくじ

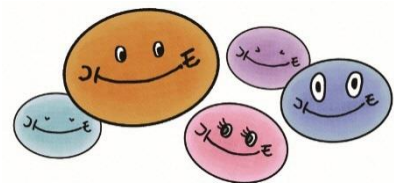
1	貸付制度の概要	
	(1) 貸付の目的	1
	(2) 貸付の対象	1
2	貸付の申請	2
3	貸付が決定したとき	
	(1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付契約書	3
	(2) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金振込口座申込書	3
4	資金の振込について	3
5	業務等現況報告書・住宅支援資金要件確認表の提出について	4
6	養成機関等を修了したとき	4
7	資格を取得したとき、資格を取得することをやめたとき	4
8	就職が決まったとき	
	(1) 届出書の提出	5
	(2) 返還猶予の承認、不承認の通知	5
9	返還免除の申請	
	(1) 届出書の提出	5
	(2) 返還免除の承認、不承認の通知	6
10	届出が必要な事項	
	(1) 住所や氏名に変更があったとき	6
	(2) 貸付を辞退するとき	6
	(3) 養成機関等を退学・休学・留年・復学・転学したとき	6
	停学処分・退学処分を受けたとき	6
	(4) 業務の従事先を変更したとき	7
	(5) 業務の従事先を退職したとき	7
	(6) 求職活動をしているとき	7
	(7) 借受人が死亡したとき	8
11	申請が必要な事項	
	(1) 貸付金の返還の猶予を希望するとき	8
	(2) 貸付金の返還が全額免除となる期間まで就業を継続することが できなかったとき	8

○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付の手続フロー

○5年間の就業継続期間について

〔各種書類〕

1. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（別記第1号様式）
2. 同意書（別記第2号様式）
3. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業における個人情報の取扱同意書（別記第2号様式②）
4. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金振込口座申込書（別記第5号様式）
5. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書（別記第6号様式）
6. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書（別記第8号様式）
7. 業務等現況報告書（別記第10号様式）
8. 住宅支援資金要件確認表（別記第12号様式）
9. 記載事項変更届（様式第1号）
10. 辞退届（様式第2号）
11. 修業等状況報告書（様式第3号）
12. 資格取得状況等報告書（様式第5号）
13. 業務従事届（様式第6号）
14. 業務従事変更届（様式第7号）
15. 業務従事 {状況・期間} 証明書（様式第8号）
16. 求職活動確認票（別添参考様式1～3）



1 貸付制度の概要

(1) 貸付の目的

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金とは、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金や就職準備金を貸し付け、資格取得を促進することや、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする制度です。

(2) 貸付の対象

＜入学準備金・就職準備金＞

岐阜県内の自治体を実施する高等職業訓練促進給付金を受給者している方

＜住宅支援資金＞

児童扶養手当の受給者（同等の所得水準の方を含む。）および岐阜県内の自治体を実施する母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方

種類	貸付対象者	貸付金額	貸付利子
①入学準備金	高等職業訓練促進給付金の受給者	50万円以内	年 1.0% ※連帯保証人がいる場合は無利子
②就職準備金	高等職業訓練促進給付金を受給し、養成機関の課程を修了し、資格を取得した方	20万円以内	
③住宅支援資金	児童扶養手当の受給者（同等の所得水準の方を含む。）で、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方	入居している住宅の家賃の実費（上限4万円・12ヶ月以内） ※管理費・共益費を含む。	無利子

2 貸付の申請

貸付の申請をするときは「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（別記第1号様式）」に必要事項を記入し、「同意書（別記第2号様式①）」および「ひと

り親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業における個人情報の取扱同意書（別記第2号様式②）」と添付書類を高等職業訓練促進給付金の支給を受けている自治体（住宅支援資金申請の場合は母子・父子自立支援プログラム（以下、「プログラム」という。）策定を行った自治体※）を経由して、県社協へ提出してください。

※母子・父子自立支援プログラムの策定については、市にお住まいの方は市のひとり親担当課、町村にお住まいの方は最寄りの県事務所福祉課または岐阜地域福祉事務所福祉課にご相談ください。

【添付書類】

<入学準備金>

- ①岐阜県知事もしくは市町村長（以下「知事等」という。）から高等職業訓練促進給付金の支給決定を受けていることを証明する書類
- ②修業している養成機関等の長が証明する在学を証明する書類
- ③住民票（発行から3ヶ月以内、本籍省略不可）※写しでも可
- ④連帯保証人の住民票（発行から3ヶ月以内、本籍省略不可）
- ⑤連帯保証人の所得がわかる書類の写し

<就職準備金>

- ①知事等から高等職業訓練促進給付金の支給決定を受けている（受けていた）ことを証明する書類
- ②修業している養成機関の長が証明する養成機関の課程を修了したことを証明する書類
- ③取得資格がわかる書類の写し
- ④住民票（発行から3ヶ月以内、本籍省略不可）※写しでも可
- ⑤連帯保証人の住民票（発行から3ヶ月以内、本籍省略不可）
- ⑥連帯保証人の所得がわかる書類の写し

<住宅支援資金>

- ①プログラムの策定を受けていることを証明する書類の写し
- ②入居している住宅の家賃が分かる書類の写し
- ③児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者）
- ④児童扶養手当支給水準の所得であることがわかる書類の写し（世帯全員分、児童扶養手当受給者以外）
- ⑤住民票（発行から3ヶ月以内、本籍省略不可）※写しでも可
- ⑥連帯保証人の住民票（発行から3ヶ月以内、本籍省略不可）
- ⑦連帯保証人の所得がわかる書類の写し

3 貸付が決定したとき

貸付が決定すると、県社協から「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付決定通知書（別記第3号様式）」、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付契約書（別記第4号様式）」および「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金振込口座申込書（別記第5号様式）」が届きます。

(1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付契約書

借受人は、「ひとり親家庭高等職業訓練資金貸付契約書（別記第4号様式）」に署名捺印をするとともに、収入印紙（金額 10 万円以下 200 円、10 万円超え 50 万円以下 400 円）を貼り、収入印紙に割印をして印鑑証明書を添付して県社協へ提出してください。

連帯保証人および法定代理人をたてる場合は、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付契約書（別記第4号様式）」の連帯保証人および法定代理人の欄へ署名・捺印をしてください。連帯保証人および法定代理人は印鑑証明書を添付してください。

(2) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金振込口座申込書

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金は口座振込になりますので、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金振込口座申込書（別記第5号様式）」に必要事項を記入し、振込先がわかる通帳のコピーを添付の上、県社協へ提出してください。

4 資金の振込について

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の振込時期は次の通りです。

資 金 名	振 込 時 期
入学準備金	貸付契約書および振込口座申込書を県社協が受領してから約2週間以内
就職準備金	
住宅支援資金（3ヶ月ごと）	3月（4月～6月分） 6月（7月～9月分） 9月（10月～12月分） 12月（1月～3月分） ※ただし初回送金は契約時期によって前後する場合があります

5 業務等現況報告書・住宅支援資金要件確認表の提出

<入学準備金・就職準備金>

貸付が始まってから、入学準備金および就職準備金の返還免除が決定するまでの間は、毎年度8月1日現在の状況について10月15日までに「業務等現況報告書（別記第10号様式）」を自治体等を経由して県社協へ提出してください。

養成機関等に在学中は「業務等現況報告書（別記第10号様式）」に在学証明書を添付して自治体等を経由して県社協へ提出してください。

就職し、高等職業訓練促進資金の返還猶予の承認後、免除が決定するまでの就業している間は、「業務等現況報告書（別記第10号様式）」および「業務従事{状況・期間}証明書（様式第8号）」を自治体等を経由して県社協へ提出してください。

災害や疾病など、上記以外の場合は、「業務等現況報告書（別記第10号様式）」の状況に応じた証明書等を添付して自治体等を経由して県社協へ提出してください。

<住宅支援資金>

住宅支援資金が送金されると、「貸付金交付のお知らせ」と「住宅支援資金要件確認表」が県社協から届きます。

「住宅支援資金要件確認表」を決められた期日までに県社協に送付してください。決められた期日までに届かない場合は、次回の住宅支援資金が送金されないことがあります。

◎決められた期日とは次のとおりです

- ①3月送金分（4月～6月分）・・・2月末日までに
- ②6月送金分（7月～9月分）・・・5月末日までに
- ③9月送金分（10月～12月分）・・・8月末日までに
- ④12月送金分（1月～3月分）・・・11月末日までに

※やむを得ない理由で送付が遅れる場合は、県社協まで連絡をしてください

住宅支援資金による貸付を受けた日から3ヶ月以内に、「業務等現況報告書（別記第10号様式）」を自治体等を経由して県社協へ提出してください。

※住宅支援資金の返還免除が決定するまでの間は、翌年度以降も同時期に提出が必要となります

6 養成機関等を修了したとき

卒業した日から2週間以内に「修業等状況報告書（様式第3号）」に必要事項を

記入し、県社協へ提出してください。

7 資格を取得したとき、資格を取得することをやめたとき

(1) 資格を取得したとき

資格を取得した場合は、「資格取得状況等報告書（様式第5号）」および取得した資格の免許証等、資格を取得したことがわかる書類の写しを県社協へ提出してください。

(2) 資格を取得することをやめたとき

資格を取得することをやめた場合は、「資格取得状況等報告書（様式第5号）」を県社協へ提出してください。貸付けした高等職業訓練促進資金は全額返還となります。

8 就職が決まったとき

(1) 届出書の提出

<入学準備金・就職準備金>

養成機関等を卒業し資格を取得してから1年以内に就職が決まった場合、「業務従事届（様式第6号）」および「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書（別記第8号様式）」に必要事項を記入し、就職が決まった日から2週間以内に県社協へ提出してください。

<住宅支援資金>

就職が決まった場合、「業務従事届（様式第6号）」に必要事項を記入し、就職が決まった日から2週間以内に県社協へ提出してください。

(2) 返還猶予の承認、もしくは不承認の通知

県社協は、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書（別記第8号様式）」を受け取った場合は、その事実を確認した上で、適当と認めた場合は「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予決定通知書（別記第9号様式）」を、適当ではないと認めた場合は「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予不承認決定通知書（別記第9号様式の2）」を借受人および連帯保証人または法定代理人あてに送付します。

9 返還免除の申請

(1) 届出書の提出

次の場合、貸し付けしたひとり親家庭高等職業訓練促進資金の全額が免除になります。「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金免除申請書（別記第 6 号様式）」に必要事項を記入し、「業務従事 {状況・期間} 証明書（様式第 8 号）」を添付して、下記の状況から 2 週間以内に県社協へ提出してください。

<入学準備金・就職準備金>

養成機関等を卒業し資格を取得してから 1 年以内に就職後、業務に引き続き 5 年間（1800 日以上）従事したとき

<住宅支援資金>

次のいずれかに該当し、業務に引き続き 1 年間（360 日以上、なおこの期間には求職活動期間等を含む）従事したとき

(ア) 現に就業していなかった方で、住宅支援資金による貸付を受けた日から 1 年以内に就職したとき

(イ) 現に就業していた方で、住宅支援資金による貸付を受けた日から 1 年以内に資格取得や転職等し、プログラム策定時より給与による所得が高くなったとき

(2) 返還免除の承認、もしくは不承認の通知

県社協は、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書（別記第 6 号様式）」を受け取った場合は、その事実を確認した上で、適当と認めた場合は「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除決定通知書（別記第 7 号様式）」を、適当ではないと認めた場合は「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除不承認決定通知書（別記第 7 号様式の 2）」を借受人および連帯保証人または法定代理人あてに送付します。

※なお、免除が不承認の場合や免除申請の提出がない等、貸付金の返還が必要となった場合は所定の期間内に全額返還いただきます。

10 届出が必要な事項

次のようなことが発生したときは、発生した日から 2 週間以内にそれぞれ定められた届出書に必要事項を記入し、必ず県社協へ届け出て（提出して）ください。

(1) 住所や氏名に変更があったとき

「記載事項変更届（様式第1号）」に必要事項を記入し、住所変更の場合は住民票、氏名変更の場合は戸籍抄本を添付のうえ、県社協へ提出してください。

(2) 貸付を辞退するとき

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付を辞退する場合は、「辞退届（様式第2号）」に必要事項を記入し、県社協へ提出してください。

辞退の場合は、貸し付けたひとり親家庭高等職業訓練促進資金の全額を返還していただきます。

(3) 養成機関等を退学・休学・留年・復学・転学したとき、および停学処分・退学処分を受けたとき

「修業等状況報告書（様式第3号）」に必要事項を記入し、養成機関等からの証明を受けて、修業状況の変更があったときから2週間以内に県社協へ提出してください。

退学の場合は、貸し付けた資金の全額を返還していただきます。

(4) 業務従事先を変更したとき

「業務従事変更届（様式第7号）」に必要事項を記入し、旧就業先より「業務従事 {状況・期間} 証明書（様式第8号）」、新就業先より「業務従事届（様式第6号）」に証明を受けて、県社協へ提出してください。

(5) 業務従事先を退職したとき

「業務従事変更届（様式第7号）」に必要事項を記入し、就業先より「業務従事 {状況・期間} 証明書（第8号様式）」に証明を受けて、県社協へ提出してください。

返還猶予を申請してから返還免除を受ける期間までに退職し、再就職をする意思がある場合には、その旨を県社協へ連絡していただき、所定の求職活動を行ってください。（求職活動については(6) 求職活動をしているときを参照）

退職した日から2年以内に再就職できなかった場合は、定められた計算方法により貸し付けた資金を返還していただきます。

(6) 求職活動をしているとき

借受人は、行った求職活動について県社協が指定する期日までに求職活動の内容を所定の様式（別添参考様式1～3）にて県社協へ報告してください。

退職後、以下（ア）から（ウ）のいずれかの方法で求職活動を行っていた期間（最長1年間※1）は、継続して業務に従事していたものとみなすことができます。ただし、求職期間中に5年※2 経過した日を迎える場合には、再就職した日

をもって5年間※2 引き続き従事したものとみなします。

※住宅支援資金のみの借受人の場合は、下記のとりの期間となります。

※1 最長6ヶ月間

※2 1年（1年間）

求職活動においては就労支援機関等への求人登録が必要となります。

(ア) 月1回以上求人への応募を行った場合

(イ) 就職の可能性を高める相互の働きかけがある活動を原則月に2回以上行っている場合

- ・公共職業安定所、許可・届出のある民間受給調整機関（民間職業紹介機関、労働者派遣機関等をいう。）が行う職業相談、職業紹介等
- ・公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等

このため、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しません。

(ウ) 以下の職業訓練等を受講している場合

- ・公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合
- ・就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合
- ・公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合
- ・公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合

(7) 借受人が死亡したとき

借受人の相続人となる方は、県社協へ連絡してください。

必要な手続きについては別途案内します。

11 申請が必要な事項

次のような場合には、申請が必要になります。申請を希望する場合は、事項が発生した日から2週間以内に定められた様式に必要事項を記入し、県社協へ提出してください。

(1) 貸付金の返還の猶予を希望するとき

借受人が就業している場合のほか、次の事項のいずれかに該当する場合に限り、貸付金の返還を猶予することができます。猶予を希望する場合は、「ひとり親家

庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書（別記第8号様式）」に必要事項を記入し、猶予を受ける資格を有する書類を添付して県社協へ提出してください。

(ア) 貸付契約を解除された後も引き続き養成機関等に在学している場合

※添付書類：養成機関等の在学証明書

(イ) 当該養成機関等を卒業後、さらに他種の養成機関等において修学しているとき

※添付書類：養成機関等の在学証明書

(ウ) 資格を取得することができなかった

災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由のために資格取得のための試験を受験できなかった場合、または資格取得のための試験に合格できなかった場合で、次年度に資格取得のための試験を受験する意思がある場合

※添付書類：資格取得のための試験を受験できなかった事由がわかる書類、または試験に合格できなかったことがわかる書類

(エ) 災害、疾病、負傷等その他の特別の理由がある場合

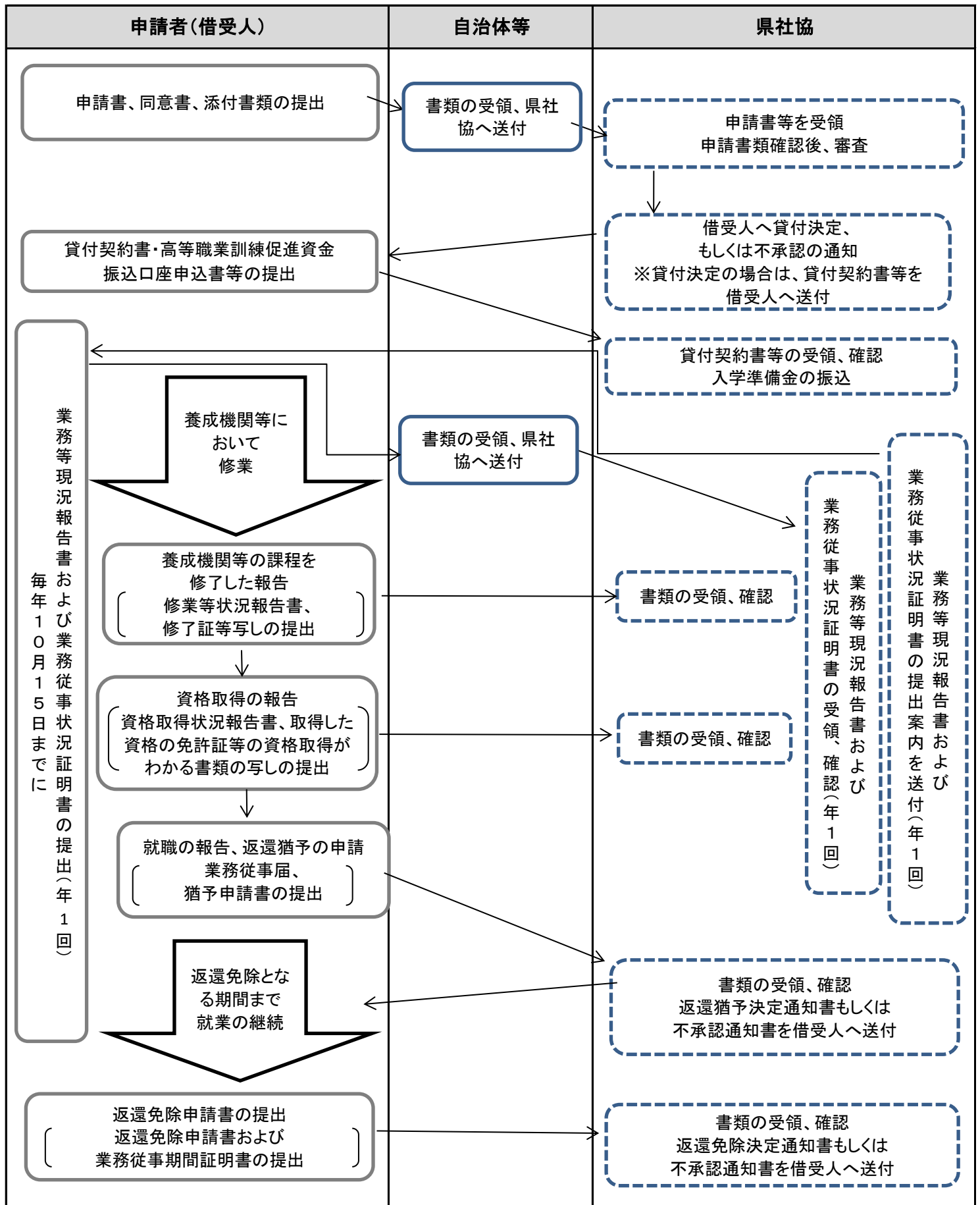
※添付書類：その理由を証明する書類（罹災証明書、診断書等）

(2) 貸付金の返還が全額免除となる期間まで就業を継続することができなかったとき

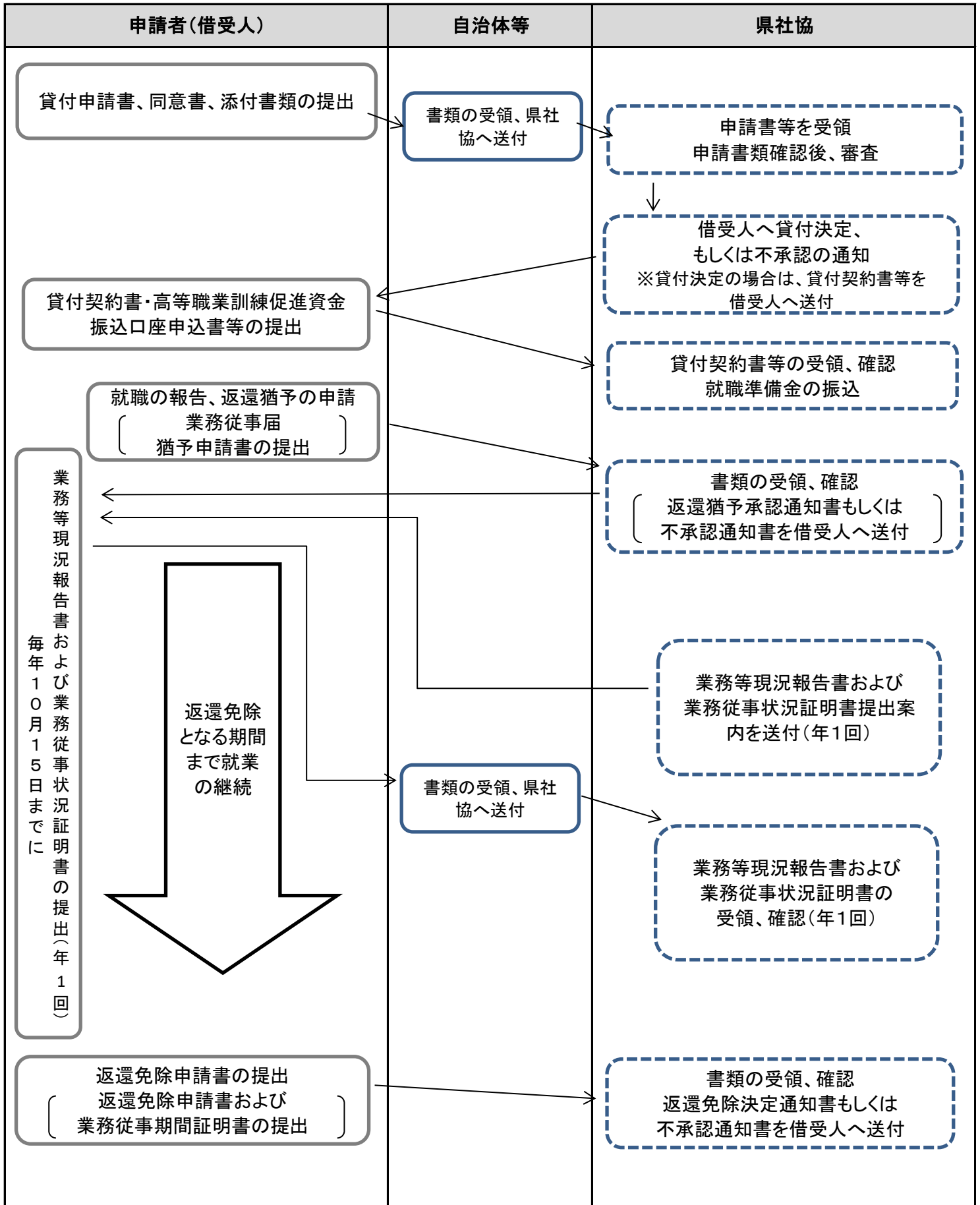
(ア) 引き続き5年（住宅支援資金の場合は1年）以上就業を継続することができなかった場合でも、就業を継続した期間によって返還債務の一部免除を受けることができる場合があります。免除要件に該当し、一部免除を希望する場合は「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書（別記第6号様式）」を県社協へ提出してください。

(イ) 県社協は、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書（別記第6号様式）」を受け取った場合は、その事実を確認した上で、適当と認めた場合は「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除決定通知書（別記第7号様式）」を、適当ではないと認めた場合は「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除不承認通知書（別記第7号様式の2）」を借受人あてに送付します。

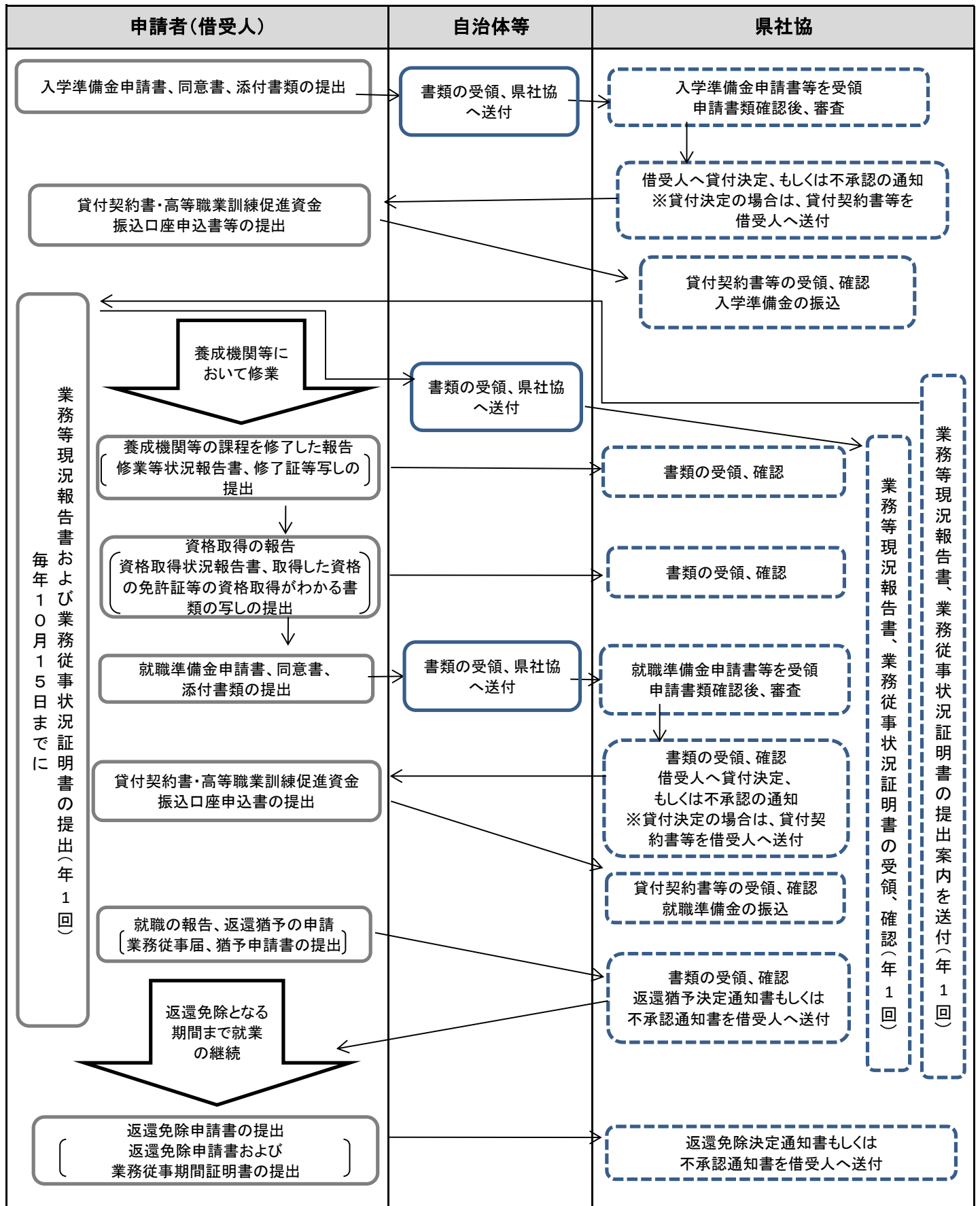
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の手続きフロー(入学準備金)



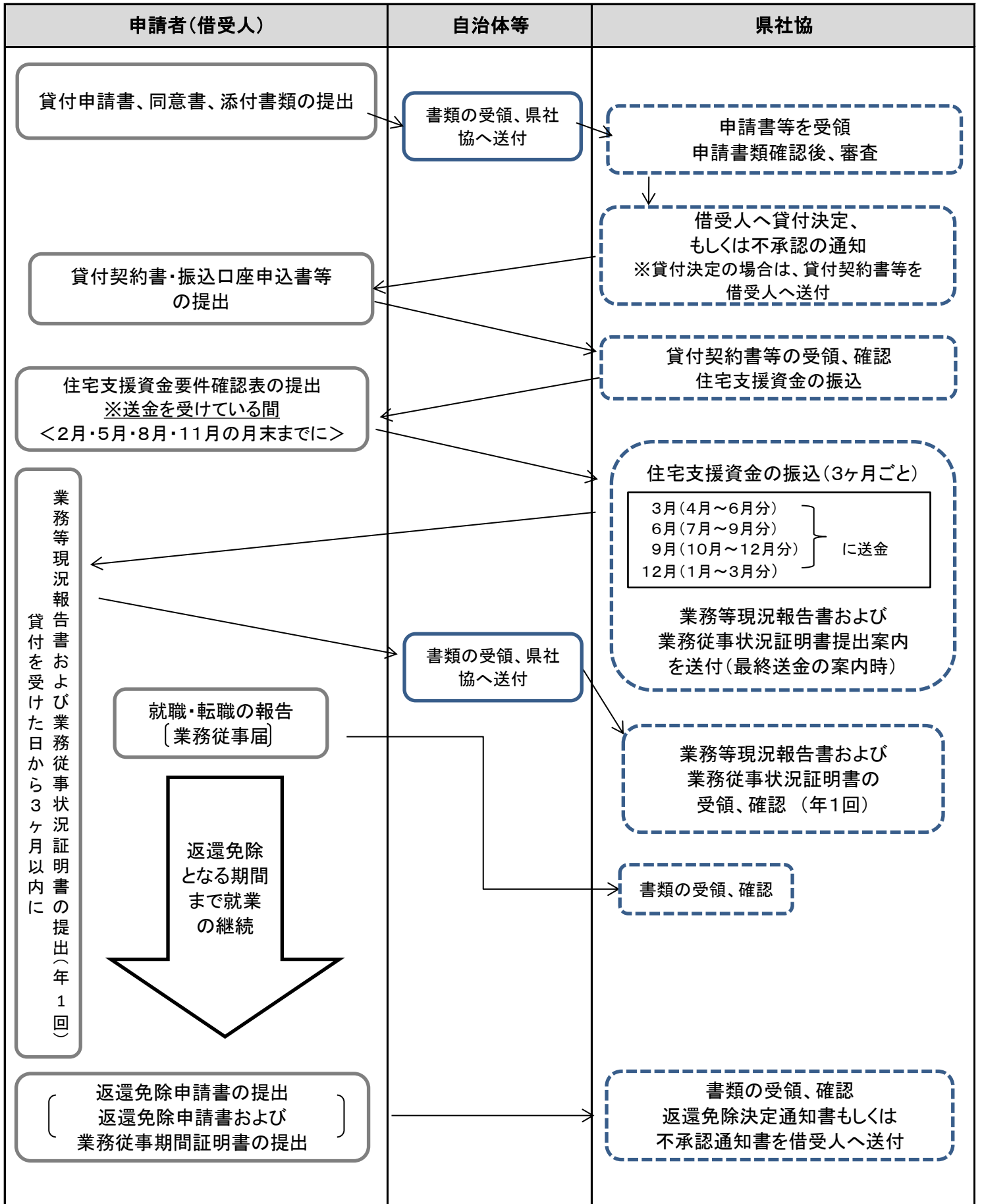
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の手続きフロー(就職準備金)



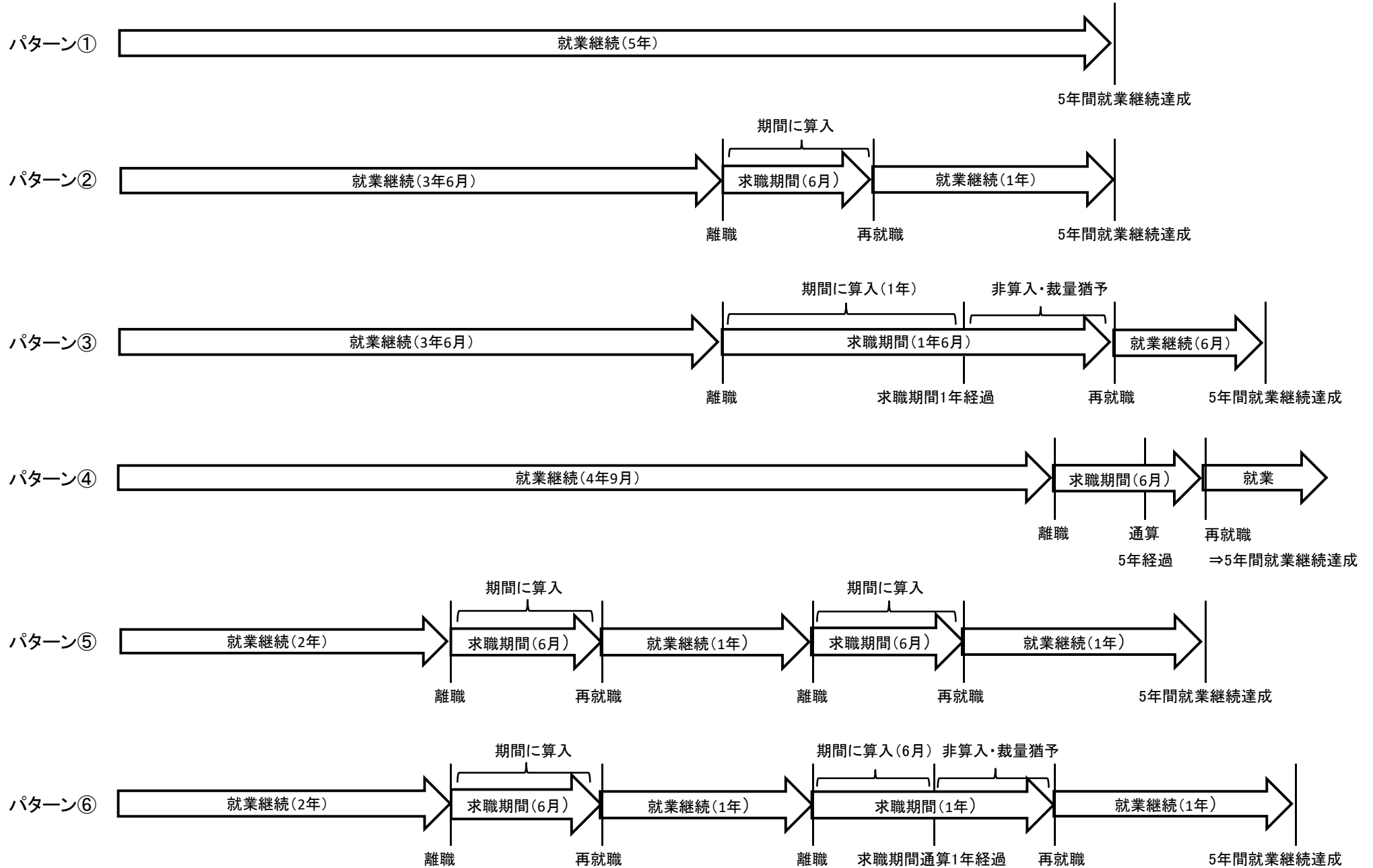
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の手続きフロー (入学準備金と就職準備金の両方を申請する場合)



ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の手続きフロー(住宅支援資金)



＜就業継続期間の取扱い＞（入学準備金・就職準備金）



ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書

フリガナ					生年月日	
申請者氏名					昭和 平成	年 月 日 (歳)
住所	〒 -					
電話	自宅			携帯		
借入希望額	<input type="checkbox"/> 入学準備金 <input type="checkbox"/> 就職準備金		円			
	<input type="checkbox"/> 住宅支援資金 [円/月 × ヶ月 =		円]	
		※令和 年 月分から令和 年 月分まで				
養成機関及び修業内容 <small>(入学準備金または就職準備金申請の場合)</small>	養成機関名					
	住所	〒 -				
	修業期間	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日				
	修業に係る資格	<input type="checkbox"/> 看護師 (准看護師)		<input type="checkbox"/> 介護福祉士		
		<input type="checkbox"/> 理学療法士		<input type="checkbox"/> 保育士		
		<input type="checkbox"/> 作業療法士		<input type="checkbox"/> その他 ()		
他の類似の給付金や貸付金等の有無	<input type="checkbox"/> 有 名称 : 給付額 : 借入額 : 円 残額 : 円					
	<input type="checkbox"/> 無					
世帯の状況	(フリガナ)氏名	続柄	年齢	生年月日	備考 (職業・年収等)	
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
上記のとおり、岐阜県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けを受けたいので申請します。						
令和 年 月 日						
岐阜県社会福祉協議会長 様						
申請者氏名 ㊞						

(別記第1号様式)

◆連帯保証人記入欄◆

(フリガナ)				生年月日	
氏名				昭和 平成	年 月 日 (歳)
住所	〒 ー				
電話	自宅		携帯		
世帯員数	人		申込者との関係		
勤務先名			勤務年数	年	
職業	<input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 会社員 (正社員・契約社員・派遣社員・パート) <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 団体職員 <input type="checkbox"/> その他 ()				
勤務先住所	〒 ー			収入月額	
	電話 () ー			円	
当該申請に基づき契約が締結された場合、連帯して債務を負担することに同意します。					
令和 年 月 日					
岐阜県社会福祉協議会長 様					
連帯保証人 _____ (印)					

【福祉事務所記入欄】

当該申請者は、

{ 高等職業訓練促進給付金支給決定通知書 (写) のとおり高等職業訓練促進給付金 }
{ 母子・父子自立支援プログラム (写) のとおり母子・父子自立支援プログラムの策定 }
を受けている (受けていた) ことを証明します。

令和 年 月 日

福祉事務所長 (印)

【添付書類】

申請者	(共通)	①同意書
		②住民票㊦ (発行から3ヶ月以内・世帯全員分・世帯主名と続柄、本籍省略不可)
	(入学準備金) (就職準備金)	③高等職業訓練促進給付金支給決定通知書㊦
	(入学準備金)	④養成機関入学 (在学) を証明するもの…在学証明書㊦ 等
	(就職準備金)	⑤養成機関を修了したことがわかるもの…修了証書㊦等
		⑥資格を取得したことがわかるもの…資格者証㊦、免許証㊦
	(住宅支援資金)	⑦母子・父子自立支援プログラムの策定を受けていることを証明する書類㊦
		⑧入居している住宅の家賃が分かる書類…賃貸借契約書㊦等
		⑨児童扶養手当証書㊦ (児童扶養手当受給者)
		⑩所得がわかる書類 (児童扶養手当受給者以外) …源泉徴収票㊦、所得証明㊦
連帯保証人		①住民票㊦ (発行から3ヶ月以内、本籍省略不可)
		②源泉徴収票㊦、所得証明㊦等所得がわかる書類

同意書

(〇〇市長、県事務所長) 長 様

私は、以下の点について同意の上、
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金 { 入学準備金
就職準備金 } の申請をします。
住宅支援資金

1. 貸付申請書の各項目に係る私の個人情報を地方公共団体（〇〇市、〇〇福祉事務所等）から岐阜県社会福祉協議会へ提供すること。
2. 今後の修学・就職状況など、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施に必要な範囲内で私の個人情報を地方公共団体（〇〇市、〇〇福祉事務所等）と岐阜県社会福祉協議会の間で相互に提供すること。

令和 年 月 日

(自署)
氏名

⑩

(別記第2号様式②)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業における個人情報の取扱同意書

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業における個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の利用目的

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（以下「本会」という）はひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（以下「本事業」という）の円滑な実施のため、貸付・償還（返還）の状況について正確に把握することを目的として個人情報を取得・利用します。

2. 個人情報の取得について

本会は、本事業の貸付に際して個人情報を取得するときは、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得するものとします。

3. 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内として、本会事業担当者により利用することを原則とします。

ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、県外の都道府県社会福祉協議会、県内外の養成施設、福祉関係機関、その他行政機関等の外部に対して個人情報を提供し、または提供を受けます。

また、貸付の内容に関係する機関に対して事実確認のために情報を提供し、また情報の提供を受けることがあります。

4. 個人情報の本事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外へ利用しません。

また、上記3「個人情報の利用について」において示した外部の提供を除き、第三者への提供は行いません。

ただし、次のような場合には、あらかじめ同意を得ないで、上記1「個人情報の利用目的」以外の利用、第三者への提供をすることがあります。

- ・弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
- ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合。
- ・火災・災害など緊急時で、人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合

5. 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理下において保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保つように努め、漏えい・き損を防止するため、合理的な安全管理措置を実施します。

個人データを管理するコンピュータの保守を委託している業者とは、個人情報の保護について条項を含む契約を結んでいます。

また、償還（返還）が完了した貸付に関わる個人情報については、償還が完了した年度の終了後10年が経過した時点で、破棄または削除します。

6. 個人情報の開示について

本事業において管理する個人データについて、その開示の申し出がされた場合には、本人であることを確認した上で、申し出をした本人の個人情報について開示します。

ただし、開示によって本人または第三者の権利利益を害するおそれがある場合や、本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業における個人情報の取扱いについて同意します。

社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会長 様

令和 年 月 日

貸付申請者 ⑨

令和 年 月 日

連帯保証人 ⑨

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金振込口座申込書

令和 年 月 日

岐阜県社会福祉協議会長 様

貸付番号								
住所	〒 ー							
フリガナ					生年月日			
氏名	Ⓜ				年 月 日 (歳)			
私は次のとおり、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金振込口座を申し出ます。								
振込先	金融機関等の名称	(金融機関等の名称)				(支店名称)		
	口座の種類	1 : 普通預金 2 : 当座預金 3 : その他 ()						
	口座番号							
口座名義	(フリガナ)							
	(口座名義)							

(別記第 6 号様式)

従事した期間・場所

期 間	従 事 場 所
年 月から 年 月まで	施設等名称 施設等所在地 電 話 () —
年 月から 年 月まで	施設等名称 施設等所在地 電 話 () —
年 月から 年 月まで	施設等名称 施設等所在地 電 話 () —

※免除を受ける資格を有する証明書等を添付すること

- ・ 取得資格が必要な業務に従事した場合
- ・ プログラム策定を受けて就職・転職が決まった場合
 - ・・・業務従事 {状況・期間} 証明書 (様式 8 号)
- ・ 死亡の場合・・・死亡診断書等
- ・ 心身の故障、障害の場合・・・医師の診断書
- ・ その他の場合・・・免除を受ける資格を有することがわかる書類

など

(裏面)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書

(フリガナ)				生年月日					
氏名				昭和 平成	年	月	日 (歳)		
住所	〒						—		
電話	自宅			携帯					
養成機関名									
修了等期日	平成			資格取得年月日					
	令和	年	月	日	平成・令和	年	月	日	
取得資格	<input type="checkbox"/> 看護師 (准看護師)		<input type="checkbox"/> 介護福祉士						
	<input type="checkbox"/> 理学療法士		<input type="checkbox"/> 保育士						
	<input type="checkbox"/> 作業療法士		<input type="checkbox"/> その他 ()						
猶予理由	<input type="checkbox"/> 当該養成機関等に在学			理由発生年月日					
	<input type="checkbox"/> 他種の養成機関等にて修学								
	<input type="checkbox"/> 業務に従事								
	<input type="checkbox"/> 災害、疾病、負傷								
	<input type="checkbox"/> その他 ()			平成 令和			年	月	日
借受額	入学準備金		就職準備金		住宅支援資金				
	円		円		円				
返還済額	円		円		円				
猶予申請額	円		円		円				
上記のとおり、岐阜県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の返還債務の猶予を受けたいので申請します。									
令和 年 月 日									
岐阜県社会福祉協議会長 様									
借受人住所									
氏名									
印									

(別記第8号様式)

※猶予を受ける資格を有する証明書等を添付すること

- ・ 当該養成機関等に在学の場合・・・在学証明書
- ・ 他種の養成機関等にて修学の場合・・・在学証明書
- ・ 取得資格が必要な業務に従事した場合
- ・ プログラム策定を受けて就職・転職が決まった場合
 - ・・・業務従事届（様式第6号）
- ・ 災害、疾病、負傷等の場合・・・罹災証明書⑤、医師の診断書等
- ・ その他・・・猶予を受ける資格を有することがわかる書類

など

(裏面)

(別記第10号様式)

業務等現況報告書

令和 年 月 日

岐阜県社会福祉協議会長 様

貸付番号

借受人住所 〒

氏 名
連絡先

㊞

岐阜県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程第20条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

<input type="checkbox"/> 引き続き当該養成機関に 在学中	養成機関等名称 所在地
<input type="checkbox"/> 卒業後に他種の養成機関 に在学中	養成機関等名称 所在地
<input type="checkbox"/> 業務に従事している	施設等名称 所在地
<input type="checkbox"/> 求職活動中、災害、疾病、 負傷、その他やむを得ない 事由	〈状況及び今後の予定、意思表示を記入〉
備 考 (1) 上記のうち該当する箇所に☑をし、所要事項を記入すること。 (2) 養成校に在学中の場合は、在学証明等を添付すること。 (3) 業務に従事している場合は、業務従事 {状況・期間} 証明書 (様式8号) を添付すること。 (4) 求職活動中の場合は、求職活動の内容がわかる書類を添付すること。 (5) 災害、疾病、負傷の場合は罹災証明書 (写)、医師の診断書等を添付すること。 (6) その他の場合は、猶予を受ける資格を有する書類を添付すること。 (7) 猶予を受けている間、毎年度8月1日現在の状況について10月15日までに提出すること。	

住宅支援資金要件確認表

令和 年 月 日

岐阜県社会福祉協議会長 様

貸付番号

借受人住所 〒

氏 名
連絡先

印

住宅支援資金分割送金を希望するにあたり、下記のとおり報告します。

記

①転居しましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 〔はいの場合、新住所を記入〕
②家賃額に変更がありましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 〔はいの場合、変更理由を記入〕 ※変更後の家賃が分かる書類を添付してください
③世帯を構成する者に異動がありましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ はいの場合、異動状況を記入 <input type="checkbox"/> 婚姻した <input type="checkbox"/> 同居者が増えた・減った <input type="checkbox"/> 子が（世帯から移動・末子が成人・死亡）した <input type="checkbox"/> その他〔 〕
④業務従事先に変更がありましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ はいの場合、現在の状況を記入 <input type="checkbox"/> 離職した（無職・求職活動中） <input type="checkbox"/> 転職した（従事先名： 〕 <input type="checkbox"/> その他〔 〕

※住所・氏名等、貸付契約書の内容に変更が生じた場合には、記載事項変更届（様式第1号）を添付してください。

※以下のような事由が生じた場合には、速やかにご報告願います。

- ・県内に住所を有しなくなった場合
- ・母子家庭の母、父子家庭の父でなくなった場合
- ・その他、住宅支援資金申請時と状況が変わった場合

記載事項変更届

貸付番号			
フリガナ			生年月日
借受人 氏名			昭和 平成 年 月 日
フリガナ			生年月日
連帯保証人 氏名			昭和 平成 年 月 日
変更事項 (該当事項 に☑する)	□ 住 所	旧	〒 ー 電話 () ー 携帯
		新	〒 ー 電話 () ー 携帯
	□ 氏 名	旧	
		新	
変更日	令和 年 月 日		
変更理由			
上記のとおり、変更がありましたので届出します。 令和 年 月 日 岐阜県社会福祉協議会長 様 <div style="text-align: right;">届出人氏名 _____ 印 (関係者区分 借受人・連帯保証人)</div>			
【添付書類】	住所変更・・・住民票㊟ 発行から3ヶ月以内・世帯全員分・世帯主名と続柄、本籍省略不可 ※連帯保証人の住所変更の場合は、本籍記載の個人の住民票で可 氏名変更・・・戸籍抄本		

(様式第2号)

辞 退 届

令和 年 月 日

岐阜県社会福祉協議会長 様

貸付番号

住 所 〒

氏 名

印

次のとおり、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付を受けることを辞退したいので届出します。

辞退の理由	
-------	--

(様式第3号)

修業等状況報告書

令和 年 月 日

岐阜県社会福祉協議会長 様

貸付番号

借受人住所 〒

氏 名 ⑩

連絡先

次のとおり、修学状況に変更がありましたので届出します。

発生年月日	平成・令和 年 月 日
届出内容	1. 退学 ・ 休学 ・ 留年 ・ 復学 ・ 転学
	2. 退学処分 ・ 停学処分
	3. 卒業
期間	平成・令和 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日
理由	

(注) 理由が疾病の場合は医師の診断書を添付すること。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

養成機関名

施設の長名 ⑩

資格取得状況等報告書

令和 年 月 日

岐阜県社会福祉協議会長 様

貸付番号

住 所 〒

氏 名

㊞

次のとおり { 資格を取得した
資格を取得することを止めた } ので報告します。

届出内容	<input type="checkbox"/> 資格を取得 <input type="checkbox"/> 看護師（准看護師） <input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 理学療法士 <input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 作業療法士 <input type="checkbox"/> その他（ ） 資格取得年月日 年 月 日 登録番号（ ）
	<input type="checkbox"/> 資格を取得することをやめた 理由（ ）

- 注) 1. 資格を取得した場合は、資格を取得したことがわかる書類を添付すること。
2. 資格を取得することを止めた場合は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還明細書（様式第4号）も併せて提出すること。

(様式第6号)

業 務 従 事 届

令和 年 月 日

岐阜県社会福祉協議会長 様

貸付番号

住 所 〒

氏 名 ⑩

次のとおり業務に従事していますので、届出します。

記

- 1 従事施設名
- 2 従事業務
- 3 雇用形態 正規職員
非常勤職員・パート・アルバイト・その他 ()
- 4 勤務時間 時 分 から 時 分 (週 時間勤務)
- 5 休日 週休日 (毎週 曜日) ・その他 ()
- 6 従事 (勤務) 開始日 平成・令和 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

施設等所在地

施設等名称

施設等の長名 ⑩

(注) 従事している施設の長の証明をもらうこと。施設の長の公印が無い場合は、法人の代表者の証明でも可。この場合、必ず施設名称を併せて記載すること。

(様式第7号)

業務従事変更届

令和 年 月 日

岐阜県社会福祉協議会長 様

貸付番号
住 所 〒

氏 名 ⑩

次のとおり、業務従事を変更しましたので届出します。

変更事項 (該当事項 に☑する)	<input type="checkbox"/> 従事先の変更	旧従事先		
		新従事先	名称	
			住所	〒 ー 電話 () ー
			職種	
<input type="checkbox"/> 返還免除対象業務に従事しなくなった				
変更期日	平成・令和 年 月 日			
変更理由				

【添付書類】

(従事先変更) 旧従事先から…業務従事期間証明書 (様式8号)

新従事先から…業務従事届 (様式6号)

(業務に従事しなくなった) 旧従事先から…業務従事期間証明書 (様式8号)、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還明細書 (様式4号) も併せて提出すること

業務従事 { 状況
期間 } 証明書

1 氏 名

2 生年月日 昭和・平成 年 月 日

3 職 名

4 従事業務

5 業務従事時間 時 分 から 時 分 まで (週 時間勤務)

6 休 日 週休 日 (曜日) ・その他 ()

7 在職期間 平成・令和 年 月 日 から

平成・令和 年 月 日 { 現在も
まで } 業務に従事

うち休業期間 平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日
理 由

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

施設所在地

施設名称

施設の長名

印

- (注) 1. 従事する場所を変更したことがある場合には、それぞれの従事期間について、それぞれ従事した施設の長の証明を受けて提出すること。
2. 従事している施設の長の証明をもらうこと。施設の長の公印が無い場合は、法人の代表者の証明でも可。この場合、必ず施設名称を併せて記載すること。

求職活動確認票

氏名 _____

年 月 分			
日	就労支援機関等確認印	支援内容	特記事項
1		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
2		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
3		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
4		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
5		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
6		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
7		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
8		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
9		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
10		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
11		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
12		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
13		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
14		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
15		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
16		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
17		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
18		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
19		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
20		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
21		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
22		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
23		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
24		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
25		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
26		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
27		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
28		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
29		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
30		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
31		1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他

※ 公共職業安定所、地方自治体、民間需給調整機関等において支援を受けた場合は、その都度、担当者から支援内容の記入と確認した旨の押印をしてもらったうえで返却してもらうこと。

※ 支援内容が「その他」の場合には、特記事項欄に具体的な内容を記載してもらうこと。

求職活動確認票(職業訓練受講関係)

氏名

	公共職業安定所確認印	職業訓練受講指示等の内容	特記事項
1		受講指示等を行った日: 年 月 日 訓練実施施設:	
2		受講指示等を行った日: 年 月 日 訓練実施施設:	
3		受講指示等を行った日: 年 月 日 訓練実施施設:	
4		受講指示等を行った日: 年 月 日 訓練実施施設:	
5		受講指示等を行った日: 年 月 日 訓練実施施設:	
6		受講指示等を行った日: 年 月 日 訓練実施施設:	
7		受講指示等を行った日: 年 月 日 訓練実施施設:	
8		受講指示等を行った日: 年 月 日 訓練実施施設:	
9		受講指示等を行った日: 年 月 日 訓練実施施設:	
10		受講指示等を行った日: 年 月 日 訓練実施施設:	

(注)公共職業安定所長が受講者に対して発行した職業訓練受講指示書等を紛失等した場合に、速やかに本状を公共職業安定所に持参し、公共職業安定所の担当者から「職業訓練受講指示等の内容」欄等の記入と確認した旨の押印をしてもらったうえで返却してもらうこと。なお、確認する時期によっては公共職業安定所での確認ができない場合があるので留意すること。

